

市立伊丹病院医療未収金回収業務委託のお知らせ

市立伊丹病院では医療費自己負担金（個人未収金）につきまして、電話や文書等による請求にもかかわらず、長期にわたってお支払が滞る事例もあり、このような未収金の縮減が病院経営の課題となっています。

このため、病院経営の健全化と適切におさめていただいている方との負担の公平性を確保することを目的として、一部の医療未収金の管理回収を弁護士事務所に委託しました。

支払い期限から1年を経過して、お支払いをされていない方には館野法律事務所からお支払いのご案内をいたします。

市立伊丹病院が自ら行う回収業務と委託業務との相乗効果により、既発生の未収金の縮減と新たな未収金の発生の抑制を図るとともに、患者負担の公平性の確立に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

市立伊丹病院告示第1号

市立伊丹病院医療未収金回収業務委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、市立伊丹病院事業の業務に係る公金の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

平成23年1月14日

伊丹市病院事業管理者
中田 精三

記

1. 委託する者

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 館野法律事務所 |
| (2) 所 在 地 | 東京都渋谷区渋谷 2-16-8 |
| (3) 代表者氏名 | 館野 完 |
| (4) U R L | http://tateno-law.jp/ |

2. 委託事務の範囲

原則として未収発生から1年以上経過した医療未収金管理回収事務

2. 委託日

平成23年1月4日